



人権とは、「人間が人間らしく生きるための権利」です。

人間が人間らしく生きるためには、衣食住が足りていること、健康であること、生命・身体の危険がないこと、意見を自由に発表できること、正しい情報が得られること、自分の能力を十分に発揮できること、仕事・職場をもてること、自分の仕事や成果に対して正当な評価が得られること等が満たされていなければなりません。



人はいつでも、どこでも、誰でも、同じように、生まれながらにして、人権を持っています。



人権は他人に譲り渡すことはできず、国や他人によって奪われることはありません。また、人権は漠然とした考えではなく、法（憲法や法律）によって守られる個別の権利の集まりです。日本国憲法では、人権は永久の権利として守られるべきものとされています。

人権は全ての人に保障されていますが、無制限に権利を主張することが許されているものではありません。個人の人権を主張するときには、他の人の人権を守る責任が伴います。

21 世紀は人権の世紀

20 世紀は豊かな生活が送れるようになった一方で、戦争が続きました。多くの人命が奪われ、人権が踏みにじられた二つの世界大戦への反省から、1948 年 12 月 10 日に第 3 回国連総会で世界人権宣言が採択されました。そこから、『21 世紀は人権の世紀』という世界共通の合言葉が生まれ、人権の尊重と平和の実現が世界中の願いとなっています。



しかし、21 世紀となった現在においても世界では戦争・紛争が続いており、国内では性別・年齢・出自・障がい・性的指向などを理由に、意見が無視されたり、いじめ・虐待を受けたり、差別されるような人権問題が残っています。全ての人の人権が尊重される社会を実現するためには、私たち一人ひとりが人権についての理解を深め、多様性を認め合い、互いの人権を守ることが必要です。



《関連する法律》

- ・日本国憲法【昭和 22 年（1947 年）】
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律【平成 12 年（2000 年）】

